

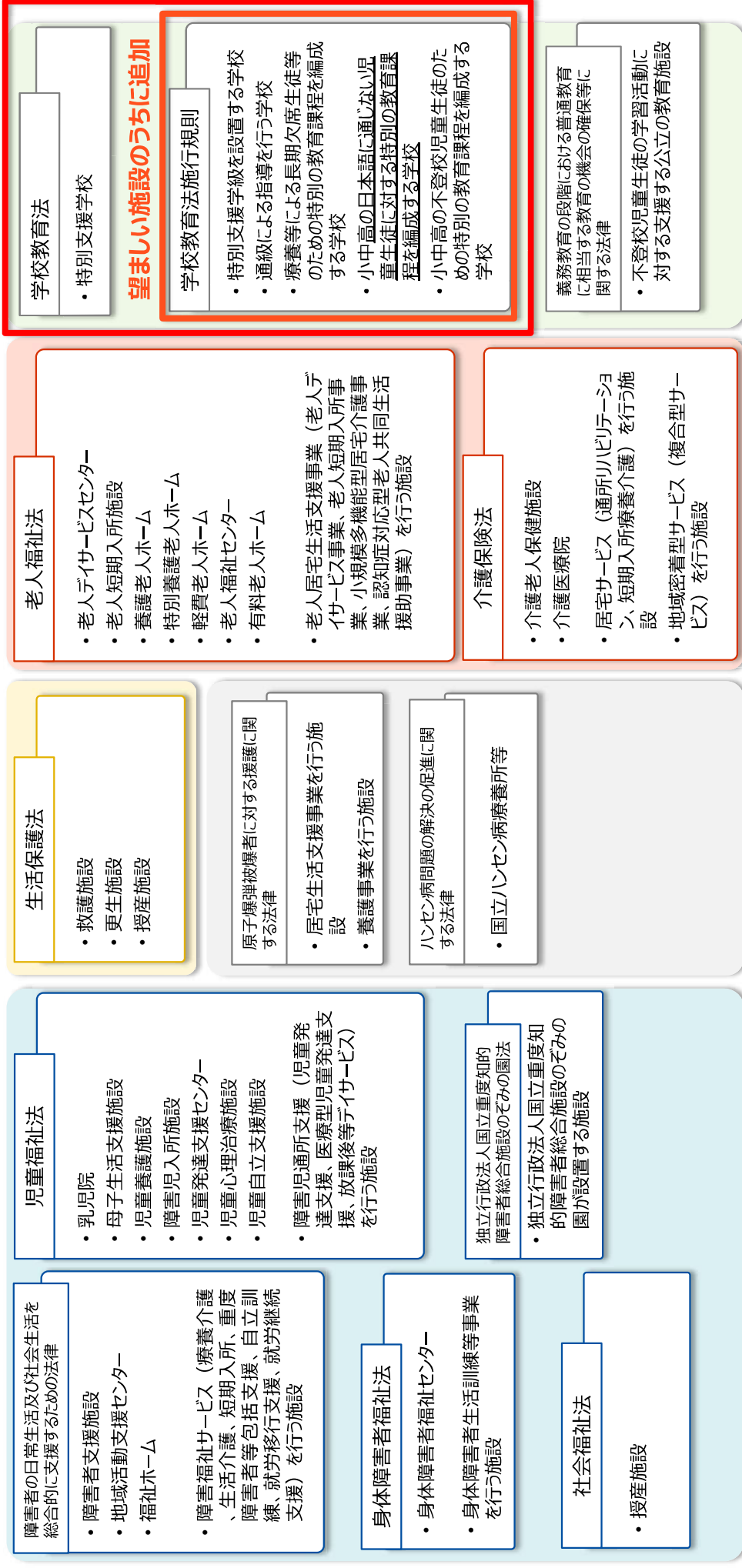
介護等体験を行うことができる施設

参考資料3

- ・特例法第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、特例省令に基づき以下の施設とする。
- ・7日間のうちで必ず介護等体験を必ず行うことが望ましい施設については、従来から示している特別支援学校に加えて、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（※）についても選択できる。

※いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。

介護等体験を必ず行うことが望ましい施設



※下線は今回の改正により追加する施設